

# TRIZ 活用の知財戦略と実践

片岡 敏光 (株式会社 パットブレイン)

## 概要

日経メカニカル誌1997年3月3日号に、「超発明術 TRIZ 爆発的普及へ ロシア生まれの手法に米国脱帽」とのタイトルで TRIZ は紹介されました。同誌が機械関係専門誌であったことも影響して、多くの人は、TRIZ を技術的問題解決の有力なツールとして受け止めました。以来、10年ほど経過しますが、状況は変わりません。知財関係者の多くも同様な見方をしており、TRIZ を知財問題解決の有力な武器とは見ていません。どの部門の人も、知財権取得、知財問題、知財戦略となると、法律絡みだからと、TRIZ 以外の手段に頼って問題解決しようとしています。まことにもったいない話です。TRIZ は、経営戦略、技術戦略、知財戦略のベクトル方向を整え、相互補完させます。そこで、事例をもとに、TRIZ がいかに知財戦略に役立つか解説致します。

## 内容説明

TRIZ を特許戦略的に活用した日本で初めての事例は、TRIZ ホームページ上からアンリツにおける TRIZ 活動事例かと思えます。当時、この三菱総研の IM ユーザーミーティングでの発表や TRIZ ホームページ掲載記事を見た多くの知財部門関係者は、TRIZ が出願件数増加に役立つ、発明創出、現場（技術部門）の問題開発ツールと受けとめたようです。

A 社、B 社、その他の会社の知財担当者から問い合わせを頂いた覚えがあります。

この発表を見て、TRIZ を知財に活用することの本質的なことを見過ごし、勘違いされた人も多いようです。

今もって、知財部門関係者には、TRIZ は自分の問題解決ツール、知財戦略ツールとして使えるということに気づかず、TRIZ 普及にエネルギーを注ぐより、知財本来の仕事？をした方が評価されるというアンチ TRIZ 人間も多くなったことを残念に思います。ここに知財部門における TRIZ 普及の難しさがあります。

例えば、私が普及活動を行った前記会社での TRIZ 活動が討ち死に状態であり、ほかにも、大企業の C 社、D 社、・・・と推挙に暇がなく多くの企業が挙げられます。

当初、このようなことは、日本特有の現象かと思いましたが、そうでもないようで、韓国でも欧米でも共通しているようです。世界中で、特許の分析から生み出された TRIZ であるのにもかかわらず、TRIZ は問題解決ツールとのイメージの方が強く、世界的な「プロパテント時代」という名のもとに流行した、法律至上主義、法律万能の波に押され続けています。今でも、そ

の状況は変わらず、あいかわらず、TRIZ は多くの大企業の知財部門からは疎まれていると思われま

そうした中、これまで、日本知財学会や日本創造学会での諸発表を通じて、TRIZ が知財活動に役立ち、知財部門の知財戦略ツールとして使え、専門技術と特許法をはじめとする法律知識とを結びつけ、橋渡しする機能を持っていることや、TRIZ は問題解決の共通言語として、経営陣が要求する戦略的思考を知財部門が身につけるのにも役立つことを発表し、もっと多くの人、企業に知っていただきたいと思っております。

ということで、TRIZ を単なる問題解決ツールというより、技術部門、知財部門、営業部門、経営者間の共通言語として使え、知財戦略、知財戦術に役立つツールという観点から、大企業向けというより、知財への取り組みに熱心な中小企業や、初心者向けにわかりやすく、入門編という位置づけで話させていただきます。

